

## 加藤忠廣の基礎的研究：附 飯田覚資料の翻刻・紹介

福田，千鶴  
九州大学基幹教育院

<https://doi.org/10.15017/2545082>

---

出版情報：九州文化史研究所紀要. 62, pp.37-89, 2019-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



# 加藤忠廣の基礎的研究

附 飯田覚資料の翻刻・紹介

福 田 千 鶴

はじめに

寛永九年（一六三二）六月、肥後熊本五十四万石の国持大名である加藤忠廣が改易された。この事件については、鈴木喬「加藤家の改易」〔『熊本史学』七八・七九合併号、二〇〇二年〕において、『細川家史料』をもとに従来の定説に再検討が加えられた。それによれば、加藤氏の改易理由は、①光正（忠廣嫡子）悪戯説、②幕府老臣謀略説、③忠廣夫人嫉妬説、④幕府の豊臣恩顧大名取潰説、の四説があったが、真相は二代將軍徳川秀忠の死後に親政を開始した三代將軍徳川家光が、その弟駿河大納言忠長を幽閉・自害へと追い込む過程で、「親忠長派の筆頭と目される加藤氏の追落とし」を計り、光正の謀書事件が作り上げられることになったと結論づけた。

しかしながら、鈴木は同時代史料である『細川家史料』によるとしながら、実際には『徳川実紀』や『君臣言行録』などの後年の編纂記録に依拠して結論を導き出しており、今なお検討の余地がある。何よりも、加藤忠廣が「親忠長派」だったという重要な論点については「目される」としており、そう判断する論拠は当時の政治状況と後年の編纂記録であり、傍証的な論証にとどまった。

その後、福田正秀によって「肥後加藤家改易の研究」一〇一八（『熊本城』八二〇～九九、二〇一〇～二〇一五年）が連載され、一次史料を用いて加藤家の改易までとその後の加藤家断絶の経緯が詳細に検討された。それによれば、光正の謀書事件を契機としながらも、幕府審議においては加藤忠廣の「諸々の罪状」が重くみられ、加藤父子の「切腹・断絶」が予測されていたのに反して、將軍家の「慈悲による寛大な処分」により「改易」となった経緯が明らかにされ、右のいずれの説をも退ける成果を示された。

よって、加藤家の改易については論じ尽くされた感があるものの、本稿でなおこの問題を取り上げる理由は、加藤忠廣を主軸にすえて事件の経緯を整理し直し、加藤家改易の原因とされる忠廣の「諸々の罪状」の本質を当時の政治状況のなかで読み解く必要があると考えたためである。あわせて、加藤忠廣の基礎的研究として提示するため、<sup>(1)</sup>卷末に附属史料として、飯田覚資料（福岡市博物館寄託）から加藤忠廣期に関する文書の翻刻・紹介をおこなう。

## 一、加藤清正の妻子

加藤清正は天正十六年（一五八八）に佐々成政が失脚すると、その後をうけて肥後北半国十九万五千石を領する大名となった。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦では徳川方につき、戦後は肥後一国（五十四万石）を領する国持大名となる。清正の最初の妻は、近江山崎城主山崎片家の娘で、同家盛の妹にあたる。長男虎熊が生まれたが、文禄二年（一五九三）四月頃に山崎氏の病状が伝えられた（本妙寺文書）。一方の虎熊も、文禄三年三月四日に急ぎ虎熊を渡海させるように朝鮮から命じた加藤清正の書状（下川文書）に名があるのを最後とし、これ以後は二人に関する記事は確認できなくなる。

清正の次の妻は、肥後の国人領主菊池氏を出自とし、清正没後は浄光院を称した。大坂の陣後に熊本に下ったと

され、熊本城竹の丸に住んだことから「竹の丸」と称され、寛永二年（一六二五）六月二十二日に没した。清正との間には、長女こや（あま、本浄院）が生まれた。こやは慶長十一年（一六〇六）春に榊原康政（上野館林十万石）の嫡子康勝に嫁ぎ、同二十年に康勝が没すると、しばらく実家の加藤家に戻ったとされ、のちに阿部正次の嫡子正澄に再嫁し、寛永四年（一六二七）八月十九日に没した。

慶長三年八月に豊臣秀吉が没すると、徳川家康は秀吉の遺命に反して大名との縁組を進める。まず、加藤清正には「妻女」がいなかったため、家康は水野忠重の娘（家康のいとこ）を養女とし、清正に嫁がせたと伝わる（『清正記』）。この時、清正は三十八歳であり、慶長四年四月二十二日に婚儀となった。水野氏は関ヶ原合戦で石田三成方の人質になるのを避けて大坂を脱出し、肥後熊本に逃れた。以後、加藤家改易まで熊本にいたとされるが、これについては再検討の余地があるので後述する。なお、いまだ菊池氏は存命であったが、清正と水野氏との婚儀以後、水野氏がこやの表向きの母となり、こやの生母菊池氏は「公界」に出ることはなくなった。<sup>②</sup>水野氏は次女八十（瑤林院）を生み、清正の死後は清浄院を称し、明暦二年（一六五六）九月十七日に没した。

清正には菊池氏・水野氏以外にも、妻妾がいた。そのことを理解するために、元和八年の加藤忠廣時代の分限帳<sup>③</sup>を検討したい。この時、既に清正は没しており、忠廣が加藤家当主の地位にあり、清正本妻の清浄院には一万石、忠廣本妻の蒲生氏（肥後守内儀）には三千石が宛行われている。その他、扶持人のなかに、次の記載がある（丸囲み数字は筆者補）。

- ① 一、百六拾人扶持 本丸二居候女房共
- ② 一、七拾九人扶持 江戸に罷居肥後守 母召仕候女房共
- ③ 一、百參拾七人扶持 竹丸女房共
- ④ 一、五拾壹人扶持 江戸に居候肥後守 あね召仕候女房共

⑤ 一、参拾四人扶持

川尻に居候主計

母召仕候女房共

⑥ 一、拾六人扶持

肥後守

つばね

まず確定できることから検討する。肥後守とあるのが忠廣のことで、⑥は忠廣の乳母にしのことで、忠廣の誕生時から仕え、改易後の配所となる庄内にも同行し、同地で死去した。⑤にある主計とは清正次男清孝（忠正）のことで、慶長十一年三月三日に従五位下・主計頭に叙爵され（『柳原家記録』三八）、翌年正月二十七日に江戸で没した（九歳）。つまり、嫡子清孝は既に没していたが、その母が緑川河口にある川尻に住んでおり、これに仕える女房たちに三十四人扶持が与えられた。清孝生母は本覚院と称され、寛永三年四月九日に没した（『本覚寺過去帳』「加藤清正伝」所収）。本覚院は嫡子が没しても、その生母として厚遇されていたことがわかる。

④は忠廣の姉こやのことである。この分限帳に名の記載があることを根拠に、夫康勝が大坂夏の陣後に没したあと、元和八年までは加藤家の江戸屋敷にいたと考えられているが、嫁いだ娘に仕える女中の扶持を実家から与える例もあるので、江戸の加藤家屋敷内に居住していたかどうかはこの史料のみからは判断できない。こやは寛永元年までに阿部正澄（上総大多喜城主阿部正次の嫡子）に再嫁し、同四年に正令を出産したが、同年八月十九日に没した。

③はこやの生母菊池氏（浄光院）のことであり、熊本城竹の丸に居住した。①に次ぐ規模の女中を仕えさせたこと、熊本城内に独立の廓を与えられていることなどから、「公界」に出ることはなくとも、清正の妻の一人として優遇されていたことがわかる。

問題は②の江戸にいる忠廣の母とは誰か、ということである。加藤清正の妻子の研究を進めた福田正秀・水野勝之よれば、虎藤と呼ばれていた忠廣が兄の急逝により証人として江戸に下った際に、乳母のにしと生母玉目氏（正応院）が付き従っており、以降、玉目氏が加藤家江戸屋敷にいたとし、一方、本妻の清浄院は「慶長五年（一六〇

○)隈本古城入城以来、熊本城の築城を見、その初めから寛永九年(一六三二)改易明渡しに至るまで、清正・忠廣二代に渡る奥方の主として熊本城に在城していた<sup>5)</sup>ことから、②は玉目氏としている。清浄院が寛永九年まで熊本にいたとする点は再検討の余地があるが、②はやはり忠廣生母の玉目氏だろう。というのも、清浄院と蒲生氏がともに独立した知行地を得ていることから、扶持人等はその中から支給されるはずである。かつ、忠廣姉(④)より少ない扶持人高である点からすれば、②が清浄院であるとは考えにくい。また、②が清浄院の女中の扶持高であれば、「肥後守 母」ではなく、「清浄院」とあるべきところだろう。よって、②は忠廣生母の玉目氏の可能性が高い。

最後に、①の本丸付であるが、忠廣は慶長十九年四月に秀忠養女(実は蒲生秀行の娘)と婚姻し、蒲生氏は慶長二十年三月に熊本に下った。蒲生氏から出生した嫡子光正が寛永十年(一八三三)に没した際の享年が十八であるところから逆算すると、光正は元和二年(一六一六)に熊本で生まれたことになる。飯田覚資料11号文書(附属史料10、以下「飯田10」のように省略)にも「本丸虎松弥無事」とあり、本丸(蒲生氏)と嫡子虎松(光正)が一緒に本丸にすることがわかる。しかし、蒲生氏には別に加藤家から知行地が付けられおり、他の將軍家養女の例からしても、將軍家からも相応の化粧料が付けられていたと推定されるので、そこから女中たちの給与も出ていたと考えられる。それゆえ、蒲生氏付女中が元和八年分限帳では記載されていないとみなされる。よって、①は虎松付、あるいは忠廣が熊本城に戻った際に使える本丸付女中たちの扶持であったと推定される。扶持人数が最多であることも、その点を裏付けていよう。なお、蒲生氏と虎松の二人は元和九年八月頃には熊本を出て、閏八月には徳川家光の將軍襲職に供奉するために在京中であった父忠廣と合流した。忠廣はそこで光正を大御所秀忠に対面させようとしたが、江戸への帰還も近いということで諦めた。母子は九月十六日には熱田を経由して江戸に向かった。その際、尾張徳川義直から越前綿百抱を贈られ、虎松から義直には太刀を進上した(『源敬様御代御記録』)。以後、蒲生氏と光正は改易となる寛永九年(一六三二)まで江戸で暮らした。

以上のように比定した場合に、最後の問題は清正本妻の清浄院が熊本城のどこにいたのかという点である。福田正秀・水野勝之によれば、清浄院は娘八十を生み、八十は元和三年正月に熊本から駿府の徳川頼宣（家康十男）のもとに嫁いだ。元和四年に「牛方・馬方騒動」が生じた際には、忠廣が年寄の江戸召喚を国元に伝えた書状で「清浄院様」にもそのことを言上するように伝えているので（下川文書）、この時までは熊本にいた。

しかし、加藤家改易に至るまで清浄院が熊本にいたという根拠は弱い。というのも、江戸にいた形跡があるからである。

『本光国師日記』寛永七年五月十九日条には、次のようにある。

一、同日。加藤肥後殿分卯月晦日之状来ル。此地二而老母煩見舞ニ。屋敷豊後殿へ使者遣候礼状也。清左衛門分届。則返書ス。

この時、日記の記者である金地院崇伝は江戸にいた。そこへ在熊本の加藤忠廣から四月晦日付の書状が到来した。これは、崇伝が江戸にいる忠廣老母を見舞うため、江戸にいる光正（豊後殿）の屋敷に使者を派遣したことへの返礼だった。こののち忠廣は参府し、六月一日に登城して参勤の礼を済ませた（『梅津政景日記』）。

この老母の病状は十月になっても快復しておらず、『梅津政景日記』寛永七年十月二十八日条には次のようにある。

一、賀藤肥後殿御老母様御煩ニ付而、先立御使被進候、此為御礼御使者有、

佐竹家から忠廣老母への見舞いの使者が派遣され、それに対する加藤家からの返礼使者があったという。この老母が、忠廣の生母玉目氏なのか、清正本妻で忠廣の嫡母となった水野氏なのか、なのだが、『本光国師日記』を一覧しても、崇伝と忠廣は特別に懇意な間柄にあるようにはみえず、この時以外でほとんど交流した形跡がない。そのような関係で、忠廣不在中にその生母の病氣見舞いを崇伝がするとは考えにくい。また、大名佐竹氏が「御老母様」と敬称を付したところからみても、これは家康養女、すなわち徳川將軍家の娘である水野氏に対する敬意としか考

えられない。よつて、この忠廣老母が水野氏であり、江戸で病氣になつていたことは確定的といえる。

また、『江戸幕府日記』寛永八年二月九日条には、次のようにある。

一、呉服二重加藤肥後守老母清浄院進上之、毎年之依嘉例也云々、

加藤忠廣老母清浄院が西の丸にいる大御所秀忠に呉服二を進上した。これは毎年の嘉例であるとしている。この記事からは清浄院が江戸にいるとまでは断定できないが、將軍家との関係において、忠廣老母とは水野氏（清浄院）であるという関係が確定する。

忠廣の本妻蒲生氏が婚礼後に熊本に下り、本丸に居住した後に、水野氏がどこに住んでいたのかは不明だが、以上の検討から水野氏はある段階で熊本を出て、寛永七年までに江戸に下ったことは確かとしてよいだろう。

## 二、加藤忠廣の居所と行動

加藤忠廣は、慶長六年（一六〇一）に熊本に生まれた。幼名は虎之助・虎藤を称した。母は玉目丹波の娘で、清正後は正応院と呼ばれた。玉目氏は、清正が肥後入国後に召し抱えた国人領主の出自とされる。

清正は、慶長十五年閏二月に忠廣を連れて江戸に下った。その際に、徳川家康の側近本多正純から次のような指示を閏二月十七日付で受けた（東京大学史料編纂所影写本「岡本文書」）。

以上、

一書申入候、仍御息様御つれまいらせられ候而被成御越之由、遠路渡海御苦勞奉察候、然者今度名古屋御普請  
二付尾州ニ御座被成度思召候へ共、御子御下ニ候間、彼地ニ御座候儀も永々敷可有御座候条、其内名古屋ニ可  
有御座候哉、又御つれたちまいらせ候て御下向可有候哉と御内儀うけ申候へは、御幼少御子之御事ニ御座候間、

御つれたち候て御下被成由ニ御座候間、其御心得可被成候、併、貴様次第ニ御座候、此方之儀無大形御懇御仕合ニ御座候條、御満足可被成候、御用之儀御座候者、御申可被成候、何も御下向之節、可申上候、恐惶謹言、この時、家康は駿府に滞在していた。清正は同年正月に命じられた名古屋城普請に向かう途中であり、名古屋に滞在するべきではあるが、同道している子息虎熊を江戸に連れた後に名古屋に下向することでも構わないか、と家康の意向を内々に確認してもらった。その返事は、幼少の子なので江戸に連れて行った後でも構わないが、清正の意向次第で決めればよいとのことであった。

清正は閏二月三十日に虎藤とともに京都の豊国社を参詣した(『舜旧記』)。このち、清正が虎藤とともに江戸に向かったのか、あるいは名古屋に留まったのかは詳細不明だが、以後、虎藤は父清正が没するまで江戸で暮らすことになった。

慶長十六年三月二十八日に京都二条城において徳川家康と豊臣秀頼の対面があった。これに付き従い、無事に会見を終わらせた清正は、五月二日に大坂を出発し、熊本へは十五日に到着した。その舟中で発病し、色々と手を尽くしたが、六月二十四日朝に没した。享年五十二だった。

この時、虎藤は十一歳。父の病氣を六月六日付の書状で知り、六月二十八日付で国元の「おかかさま」(清正本妻水野氏と比定)に返書を送り病状を窺った(本妙寺文書)。七月二日には、六月十一日付で国元の年寄五名の連署状が届き、清正の病状快復の知らせを受けた。忠廣は七月三日付でさらなる養生を伝える書状を送ったが(下川文書)、この時、父は既に没していた。

清正の訃報を知った將軍秀忠(在江戸)は駿府に使者を派遣し、肥後の処遇に関して家康に窺うと、相違なく跡式を立てるようにとの意向が示された(『駿府記』八月四日条)。こうして、帰国を許された虎熊は、熊本に下った。慶長十六年七月には重臣の知行高の書き上げが作成され(飯田覚資料8)、八月十四日付で秀忠付年寄三名(本多正

信・大久保忠隣・酒井忠世)に幼少の虎藤に両御所(家康・秀忠)から遺領相続を認められた厚恩に謝し、両御所に表裏別心をせず、虎藤のためになるよう覚悟する旨の起請文五か条が提出された(差出は不詳。飯田覚資料9)。十月になると家康は、幼少の虎熊の「置目」として藤堂高虎(伊勢津)および使番牟礼勝成・小沢忠重を熊本に派遣した。高虎は翌年正月十五日に肥後国図を携えて駿府城に登城して家康に対面し、翌日、江戸に向かった(「駿府記」『当代記』)。続いて忠廣も駿府に向かい、四月二日に駿府城で家康に遺領相続の礼をおこない、黄金百枚・呉服十領・袷十領を献上した。続いて江戸に下り、六月六日に秀忠に礼をした。おそらくこの時に従五位下・肥後守に叙爵され、秀忠の偏諱の忠を与えられ、忠廣の諱を名のようになったと推定される。

その後、すぐさま駿府に上り、六月十四日に再び家康に対面し、刀・脇指を与えられ、帰国の途についた(「駿府記」。「下川文書」には、慶長十七年六月十四日付で加藤肥後守宛に、肥後国十二郡、高五十一万九千余石、および豊後国内二万石、都合五十四万石の領知を認める継目安堵状の写が伝来した。日付からその発給者は家康であったと判断されるとともに、既に忠廣が「肥後守」の受領名を得ていることがわかる。

なお、帰国した忠廣は八代蜜柑三箱を大坂城の豊臣秀頼に贈っており、(慶長十七年)閏十月十三日付の豊臣秀頼黒印内書が発給された(下川文書)。徳川政権により遺領を安堵される一方で、豊臣大名たる加藤家が、大坂城の豊臣秀頼との関係をも継続していたことが注目される。

そうしたなか、慶長十七年六月二十七日付で江戸の秀忠付年寄(本多正信・酒井忠世・土井利勝・青山忠俊)の連名で加藤家重臣五人(加藤丹波守・加藤右馬允・加藤大和守・並川但馬守・下川又左衛門)に宛てて九か条の下知状が発給された。内容は、水俣・宇土・矢部の三か所の城は破却し、その城にいる諸侍の妻子は熊本に移ること、隣国境目で非分のことがあれば事に及ばず江戸へ言上すること、肥後国百姓に憐憫を加えること、家中諸侍の役義は清正時代の半分とすること、八代城代は加藤右馬允を置き、八代近辺に知行を与えること、内牧城代は加藤万兵

衛とすること、加藤美作守は知行三千石を渡すこと、下津棒庵は加増して知行二千石を渡すこと、を命じた。

これが原因かどうかは不明ながら、慶長十八年に加藤家年寄が駿府で訴訟する騒動となった。『当代記』慶長十八年四月には、次の記事がある。

肥後国古主計跡目、家中有公事、家老之もの共、従去月駿河在府、

この段階で忠廣以外に清正の男児はいない。かつ、既に家康の継目安堵状が発給されており、加藤家の跡目相続をめぐる争いとする解釈は難しい。よって、これは、清正の跡目である忠廣の家中内で公事（訴訟）があり、家老たちが三月より駿府に滞在している、という意味にとりたい。訴状の内容は不明だが、飯田3によれば、忠廣はこの時、既に江戸に下っており、年寄が（江戸に）下着次第に（將軍秀忠が）訴えを聞くことになっている、と国元の飯田覚兵衛に伝えた。これ以上の詳細を明らかにしえないが、忠廣の相続直後から加藤家の内訌は始まっていた。

慶長十八年末に忠廣は熊本に下り、翌十九年四月四日に駿府城で家康に銀二百枚・呉服十領・袷衣二十領を献上し、同道した年寄五人も家康への目見えを許された。その後、江戸に下り、四月には秀忠養女（父は蒲生秀行、母は家康三女振）と婚礼をあげ、徳川將軍家との縁戚関係を強化した。十月には帰国を許され、十四日には浜松旅館において家康への目見えを許され、国元で大坂出陣に備えることを命じられた。

十一月十四日付で加藤家重臣十一人に宛てて発給された本多正純書状（飯田5）によれば、忠廣が大坂に上る場合は、熊本には肥後国中の人質がいるので堅固にし、年寄中でよく談合するようにと伝えた。談合を求められた年寄とは、宛所に名がある加藤美作（牛）・加藤右馬允（馬）・加藤丹後守（牛）・加藤与左衛門（馬）・下川又左衛門（馬）・飯田角兵衛（馬）・吉村橘左衛門（牛）・和田備中守（牛）・庄林隼人（馬）・森本儀大夫（馬）・棒庵（馬）を指すのだろう。丸かっこ内には、牛方（牛）・馬方（馬）の関係を示したが、馬方派の中心人物である美作の名が筆頭にあるのは注目される。清正死後に美作が三千石・隠居に格下げされ、加藤右馬允が「筆頭城代兼家老」となっ

たとされるが、いまだに加藤家中の要として徳川方から無視できない存在であったことがわかる。

慶長十九年十二月十九日付で藤堂高虎が加藤美作・加藤右馬允・下川又左衛門・加藤丹後に宛てた書状では、薩摩島津氏の出陣後に出船するようにと告げられた（京都大学総合博物館所蔵『古文書集』）。結果として、加藤家の軍勢は冬の陣・夏の陣のいずれも出陣することなく、熊本に留まった。忠廣自身は夏の陣終了後に上方に向かい、慶長二十年七月十八日に二条城で家康に対面し、二十六日に帰国の暇を与えられた。

なお、右の間の慶長十九年八月二十日に阿部正之と朝比奈正重を肥後に派遣することが決定され、二人は翌年二月四日に伏見を出発した。元和二年（一六一六）二月二日に駿府に下り、家康に肥後の国情を報告した。

元和二年（一六一六）四月には大御所徳川家康が没した。見舞いのため駿府に滞在していた忠廣は、その後、江戸に下った。元和三年六月から九月にかけての將軍秀忠の上洛に伴い、忠廣も在京した。その後、他の大名と同様に帰国したと思われるが、確証はない。元和四年四月十九日には忠廣の在江戸、九月六日には伏見着が確認される（『時慶卿記』）。この在府の約五か月の間に、いわゆる「牛方・馬方騒動」による幕府審理を受けることになった。なお、馬方は加藤右馬允支持派（下川又左衛門・並河志摩・森本儀大夫・庄林隼人・加藤与左衛門・加藤平左衛門・中村将監・斎藤伊豆・棒庵等）、これに対して反右馬允の加藤美作支持派（加藤丹後・加藤寿林・中川周防・和田備中・玉目丹波など三十二人）を牛方と呼ぶ。

発端は、加藤家を退去した下津棒庵が幕府年寄四名（酒井忠世・本多正純・安藤重信・土井利勝）に加藤美作・丹後親子を糾弾する三か条の訴状（目安）を提出したことにあつたが、実は元和二年八月には加藤家中が二分していて「御仕置」を受けるのではと噂されており（『細川家史料』）、元和三年には幕府から目付が派遣された。

一、肥後へ山田十大夫殿・渡辺半四郎殿、近日被差下之由候、是又於上関万調、音信物など支度申付、相まち申候、

これは、八月六日付で毛利輝元（長門萩・隠居）が毛利秀元（長門下関）に送った書状の第二条である。第一条では「朝鮮官人」を下関・上関で応接することの指示、第三条では坂崎出羽守直盛の跡（津和野）に亀井豊前守政矩が置かれることになったこと等の記載があるため、本書状は元和三年の発給であることは確定的である（長府毛利家文書六九一四）。よって、引用史料は、元和三年八月段階で肥後に山田十大夫重利と渡辺半四郎宗綱が派遣されるところという情報を得た輝元が、その通過点である上関での接待を秀元に命じたものとなる。

『寛政重修諸家譜』渡辺宗綱の項には、「三年御目付にす、む。この年加藤肥後守忠廣が家臣等、私に宿意をかまへて不和の事あるにより、忠廣をよひ家老等を江戸にめさる。このとき、山田十大夫重利と、もに仰をうけたまはりて、かの領地肥後国におもむき、罪あるものを糾明して其刑にをこなふ。」とある。しかし、「牛方・馬方騒動」は元和四年とされてきたため、『大日本史料』十二編の編者は右に「三年」とあるところを「本書三年ノコト、ナスハ誤ナラン」としており、従来の研究でも「牛方・馬方騒動」は元和四年としてきた。しかし、右の毛利輝元書状により、元和三年が正しいと証明されたことになる。また、『寛政重修諸家譜』の山田重利の項に、肥後派遣の記述がないことも疑問視されていたが、山田の肥後派遣も確認でき、『寛政重修諸家譜』の記載漏れの可能性が高い。要するに、元和三年より加藤家の家中騒動は幕府の知る所であり、熊本には目付二人（渡辺・山田）が派遣されていたのである。そのようななかで、翌四年に棒庵が加藤家を退去し、幕府に訴状を提出した。これを三年ではなく四年と確定できる理由は、公家の西洞院時慶が同四年に江戸に参府し、四月十八日に棒庵に使者を送り、忠廣への礼は「明後日」と伝えられ、実際には二十一日に忠廣を見舞い、棒庵にも進物を送っており（時慶卿記）、元和四年四月段階で棒庵が江戸の加藤家屋敷にいて、忠廣と時慶の間を取り持っていることがわかるからである。つまり、棒庵の加藤家退去は元和四年四月以降となる。

かつ、このことから既に忠廣の在江戸が判明する。棒庵の訴状提出から三週間後の六月四日付で忠廣は国元の下

川又左衛門に書状を送り、棒庵の訴状により双方を穿鑿することになったので、下川はもちろん、加藤美作・加藤右馬允・並河志摩・加藤平左衛門・中川周防を江戸へ下らせ、加藤与左衛門は病気なので留守居に残すようにと伝えた（下川文書）。七月二日付で加藤丹後（美作の子）も書状を出し、棒庵が加藤家を立ち退いたのみならず、公儀に訴状（書物）を提出したので、穿鑿のために、国元にいる年寄衆を先日、呼びに遣わしたので、近日江戸に来る予定であるが、すぐに済んで「少も御取まけあるましく候」と強気の姿勢を見せていた（佐田家文書）。

その後、七月末までには、双方が江戸に到着したのだろう。加藤美作と丹後父子は七月二十七日付で棒庵の訴状三か条に反論した。さらに、同日付で棒庵を初め馬方派の私曲を訴える七か条の言上書を酒井・土井・安藤・本多宛に提出した。それに先立ち、棒庵は七月二十三日付で二度目の訴状を提出し、三十日付で美作守たちが提出した二十七日付言上書に反論した。

『東武実録』によれば、八月七日に酒井忠世邸で双方の争論を審議した。この席には、大坂の陣の最中に目付として熊本に派遣された阿部正之・朝比奈正重も同席した。翌八日も忠世邸で争論を聞いたが、どちらとも決しがたかったため、両者の言い分を記して將軍秀忠に閲覽させた。十日に忠廣と家中双方が江戸城に召喚された。秀忠はまず阿部正之を召して質問し、その後、両者の訴えを自ら聞いた。酒井忠世・本多正純・土井利勝・安藤重信・井伊直孝・藤堂高虎、その他奉行・役人も伺候した。玉目丹波は忠廣の外舅（生母の父）なので、忠廣は丹波を支持していたが、「年少」のゆえに国政を弁じえず、終日黙然であったという。結局、双方が相互に反論しあったが、牛方派が大坂の陣で豊臣秀頼に好意的な行動をとったとされる問題に反論できなかったため、牛方派の負となった。その結果、忠廣の加藤家親族および姻族の玉目氏、豊臣系の重臣らが一掃されることになった。なお、忠廣自身は幼少をもって不問とされ、今後は右馬允を家老と定め、肥後国はそのままとされた。

忠廣は、審議終了後に国元に下った。<sup>9)</sup>（元和四年）十一月二十七日付伊勢貞昌書状（『薩藩旧記雑録後編』）によれ

ば、島津家中は次のような情報を得ていた。

(前略) 次加藤肥後守殿被成帰国、内衆成敗共候由、最前彼年寄衆口事御座候而、公方様聞召、加藤丹後曲事二被 仰付、如奥州被遣、加藤右馬允事者如本々肥後守殿為家老帰国候、右之口事二付、過分之牢人共御座候、其党類成敗之由候、定委其元へ相知可申候間、細々不及申上候、(後略)

忠廣が帰国して、内衆を成敗することであり、江戸での公事(口事)を將軍秀忠が聞き、加藤丹後を曲事とし、陸奥に配流となった。加藤右馬允は、元のように忠廣の家老として帰国した。この公事で、多くの牢人が出たので、その党類を成敗することになるという。概ね正確な情報を得ており、忠廣の帰国目的も領内の牛方派の一掃にあったとわかる。こうして將軍權威によって、加藤家の騒動は終息したかにみえた。

この後の忠廣の行動を示すと、元和五年三月十七日には熊本で大地震があり、麦島城が崩壊した。五月初旬には、秀忠・家光の上洛に供奉するため忠廣は上洛した(『薩藩旧記雑録後編』)。折しも五月末に安芸広島福島正則が武家諸法度違反で改易され、加藤家では九月に麦島城にかわり松江に新たに端城(八代城)を築く許可を得て、着工した。

元和六年正月には大坂城石垣普請を命じられた。加藤家は二の丸門の普請を望み(『細川家史料』)、六月二十八日付伊勢貞昌の書状によれば、加藤家では九間半の石を引き、このような石が世上にあるのかとの評判で、太鼓・鼓笛、女人などがはやしたて、この石一つに百五十貫目も費やした、と伝えられた(『薩藩旧記雑録後編』)。一方、留守を任された加藤右馬允は、八月に改易となった筑後田中氏の久留米城受取りの番勢として軍勢を派遣した(鍋島勝茂考補)。十月になると忠廣ら西国大名は江戸に召喚された(『細川家史料』)。理由は伝わらないが、おそらく松平忠直(越前北の庄)の動向に備えるためであった。

元和七年に熊本に帰国した忠廣は、加藤右馬允を始めとして加増・替地を進めて家臣団の再編成を進めた。元和

八年は江戸石垣普請のため参府し、五月には佐竹義宣（出羽秋田）と初めて交流をもった（『梅津政景日記』）。江戸で越年して、元和九年家光の將軍宣下に供奉するため、五月八日に江戸を発ち（神田家古文書）、十七日に尾張天王坊で徳川義直の振舞を受け、京都に入った。在京中の閏八月十八日には既述のように本妻蒲生氏と嫡子光正を出迎えた（加藤清正文書集）。九月に忠廣は帰国した（永青文庫「万覚書」）。

寛永元年（一六二四）三月二十六日に忠廣は江戸に到着した（『梅津政景日記』）。その後、姉こやが阿部正澄に再嫁し、飯田角兵衛から祝儀を贈られた忠廣は六月二十日付で返礼状を出した（飯田11）。寛永元年と推定される十一月二日付<sup>(10)</sup>で中将加内が並河志摩守に宛てた書状では、次のように忠廣の状況を伝えた（東京大学史料編纂所「肥後阿部文書」）。

（前略）忠廣様御無事二段御機嫌能被成御座候、御前むき無残所候、様子二をみてハ無御氣遣御心易可被思召候、万事之儀、阿部修理殿・山崎甲斐殿能被成御異見二付而、御心持も好罷成、御気心も一段御やハラきなされ候間、如此之上ハ跡目出度儀と申候事二候、此段其元にて御沙汰御無用二候、自余今被申越候者不及其儀候、これによれば、忠廣は機嫌がよく、大御所・將軍の御前向きは問題ないので安心するようにと伝え、全ては親族の阿部正澄（姉婿）と山崎家治（従弟）が異見をして心持ちがよくなり、和らいでいるので、今後はうまくいくだろうが、このことは国元で取りざたすることは無用で、他所より伝聞すればその限りではない、と念を押しした。具体的状況は不明ながら、忠廣の精神状態が不安定で、親族が異見する状況にあったことがみてとれる。その後、十一月十四日に帰国の暇を得た忠廣は、翌日付で書状<sup>(11)</sup>を国元の加藤平左衛門に送り（本妙寺文書）、大御所秀忠から大鷹、將軍家光から馬を拝領したことを告げ、蔵入方村々の内検の件や百姓からの年貢取立を厳しくすること、上方の俵物の値段が西国の不作により高値になるはずなので、大坂蔵奉行に問い合わせて米を売却するようにと指示するなど、幕藩関係においても、家政においても、問題なく役割を遂行していた。

寛永二年は在国中であつたが、六月二十七日に再び熊本大地震が起きた。寛永三年は大御所秀忠が五月二十八日に江戸を発ち、六月二十日に上洛した。忠廣も上洛し、六月六日付下津棒庵書状（下川文書）では、既に忠廣の在京が確認できる。二十二日に二条城で秀忠に見えをした忠廣は、二十四日付の書状でそれを国元の家中に伝えるとともに、当年が日照りのため郡代が、「在々百姓」に対して油断なく念を入れるようにと命じた（下川文書）。

その後、家光も上洛し、八月二十一日に秀忠・家光ともに官位昇進となつた。翌日、忠廣も侍従に昇進した。二十三日付忠廣書状では、この昇進は二条城本丸において、大御所秀忠から命じられた旨を家中に聞かせるようにと伝えている。十月十五日付蟹江利一・相田天心連署状（下川文書）によれば、忠廣は帰国の暇を得て、十六日に大坂に下り、天候次第に出船する予定を国元に伝えた。十一月一日には伊予津和に下着した（下川文書）。同じ頃、船で豊前中津に帰国した細川三斎も天候不順のため八日に漸く帰国しており、十二日頃には忠廣が「いわう」を渡つた様子は「存之外遅儀」と細川忠利の書状にある（『細川家史料』）。よつて、これから数日のうちに忠廣も熊本に帰国したと考えられる。

寛永四年正月十九日には早くも忠廣は上洛し（『細川家史料』）、江戸に下つた。九月十四日朝には大御所秀忠より西の丸の茶会に招かれた。引き続き江戸で越年した。そのことは、寛永五年正月二日に年頭の礼として太刀・馬代を進上した目録と翌日付の請取状が残されていることからわかる（下川文書）。三月十七日には帰国予定を飯田角兵衛に伝え（飯田13）、五月二十九日に伏見に着き（神田家古文書）、帰国の途に着いた。在国中は、八月十五日に井村彦右衛門（井村家文書）、九月十三日に天草吉兵衛の遺領相続を許した。その後、熊本を発ち、十月二十二日には江戸に参動した（『梅津政景日記』）。そのまま江戸で越年し、寛永六年六月二十二日には江戸城で武家伝奏を饗応した際の能を陪観した（『同』）。

その後、時期は不明だが帰国し、寛永七年には国元より江戸にいる金地院崇伝に母清浄院を見舞つたことへの礼

状を届け、崇伝は五月十九日にそれを受け取った(『本光国師日記』)。そのこともあってか、忠廣は江戸に参勤し、六月一日に江戸城で参勤の礼を済ませた(『梅津政景日記』)。十月には清浄院の病状につき佐竹義宣が見舞いの使者を派遣したことへの返礼の使者を江戸の佐竹邸に派遣しており、在江戸が確認できる(『同』)。十二月には、嫡子虎松が將軍家光への初目見えを許されて元服し、松平の称号と家光の偏諱を与えられ、従五位・豊後守に叙爵されて、松平豊後守光正を名のるようになった。『徳川実紀』には「大御所御外孫なり」と記されたように、忠廣の本妻が秀忠養女という徳川家との関係が重んじられたゆえであった。

寛永七年はそのまま江戸で越年し、寛永八年正月二十一日には江戸城山里亭にて將軍家光から茶会に招かれた(『勝茂公譜考補』)。二月、三月には国元より虎松元服の祝儀が届けられ、忠廣に披露された(藤崎八幡宮文書)。

以上のように秀忠外孫の嫡子光正の元服を済ませ、順風満帆のようにみえた加藤家であったが、この頃から忠廣についての悪い風聞が立つようになる。寛永八年四月七日付で在江戸の細川忠利が記した書状案(『細川家史料』)には、次のようである。

一、松平宮内殿弟石見殿、(忠雄) 氣ちがひ申候、兄右京も(政綱) 氣ちかひ申候、いな煩はやり申候、加藤肥後殿も氣違候由、はや久々申候、四五日前分以外氣違申候由候事、

氣違いとされたのは、池田忠雄の弟の政綱・輝澄兄弟も同様であったが、忠廣の場合は長期に渡っており(『はや久々』)、四、五日前よりは特にひどいとのことであった。

この状況は八月になっても続いていった。八月三日付細川忠利書状案(『細川家史料』)には、次のように記す。

一、加藤肥後氣違之事、此中之内居人に勝たる傍輩あしらい、まして内之ものにも其分、其上日々夜々酒もり、よのつねならぬ儀にて御座候、此比誰そきつく異見を申候と聞え申候、それ故、きもをつふし、少形儀なをし被申候故、申やみ候由二御座候、

意味をつかみにくいところもあるが、忠廣が「内居人」に過ぎた「傍輩」（友人・仲間）扱いをし、加えて「内之もの」（加藤家中）にも同様の扱いをさせ、昼夜の酒宴が尋常ではないほどだったという。これが気違い沙汰とされたのだが、近頃誰かがきつく異見をしたところ、忠廣は胆を潰して、行儀を少し直したという。

寛永八年はそのまま江戸で越年し、寛永九年正月二十一日に大御所秀忠が没すると、忠廣は帰国の暇を与えられ帰国した。

### 三、加藤忠廣の改易

加藤家改易の理由の一つとされる加藤光正の謀書事件が取り沙汰されるのは、寛永九年（一六三二）四月中旬から下旬にかけてである。しかし、実はその前に忠廣の「狂気」が問題視されており、江戸にいた細川忠興は、四月二十七日付の書状で、次のように述べた。

一、慥なる儀にては無御座候へ共、肥後国今人參申候ハ、肥州身上果可申とて、年寄共ハ寄合、切々相談仕候由、下々ハ不存候、気なとちかひ申候哉、被下候而今、家中之者ニあはれたる儀無之由申候、替儀御座候者、重而可申上候事、

これは、忠興が江戸で得た忠廣の情報を国元の忠利に伝えたものとなる。不確実な情報としながらも、帰国した忠廣が家中に対面しないことが最大の懸案事項だったようである。こうした主従不和の様子は土佐山内家でも察知しており、五月朔日付柴田寛右衛門書状では次のようにある。

一、加藤肥後殿御内衆之儀、様子色々ニ申候付而、何を言上可仕様無御座候、

忠廣の「御内衆」から色々と言うので、（忠廣に）何も言上できない状態だという。そのようななかで、今度は江

戸にいた光正が謀書事件を起こし、忠廣は江戸に召喚されることになったのだが、六月十三日付の細川忠利の書状案でも「肥後家中之者、此度身上果可申と存候儀、此度之書物存候にては御座有間敷候、出入之儀承、色々肥州不届儀よく存候物にて御座候故、大事と見切申候と奉存候、長野左衛門と申もの、右のことく女子之儀申来候事」と伝えた。つまり、肥後家中が忠廣の身上が果てると考えたのは、書物（謀書）の件を知ったからではなく、忠廣の不届きに入入り（騒動）の原因があり、大事にいたると考えたもので、とくに「女子之儀」が問題だったのだという。「女子」は、必ずしも「女兒」のことではなく、「女性」の意味でも用いる。よって特定はできないが、昨年来の忠廣の不行跡が「内居人」「御内衆」を厚遇し、酒宴遊興におぼれていた点にあれば、「女子」とは側妾玉目氏のことを指す可能性が高いだろう。つまり、加藤家中は忠廣と玉目氏との関係が身上をつぶすほどの幕藩関係上の大問題を引き起こすと考えていた節がある。そして、そのことは杞憂に終わらなかった。

以下、山内家御手許文書・細川家書状より、改易までの次第を確認する。寛永九年五月二十一日夜に品川に到着した忠廣は、入府を自ら控えた。幕府より入府を留められたとする編纂記録等があるが、翌二十二日に加藤右馬允を使者として「昨二十一日夕に品川に下着して、ここに留まっている」旨を老中まで報告したが、何の沙汰もなかったとしている。後の審議でも忠廣が寺入りをした姿勢が高く評価されており、これは忠廣自らが入府を控えたものと改めるべきであろう。二十三日に忠廣は池上本門寺に宿替えし、同日光正は泉岳寺に入って謹慎した。

二十四日には在府の国持大名前田利常・島津家久・伊達政宗・上杉定勝・佐竹義宣の五名が登城を命じられ、光正の謀書は「童部かましき書物」であるが、家光の「御代始めの御法度」（細川忠興書状）・「御代替之事」（柴田覚右衛門書状）として、加藤家処罰が嚴重に命じられることが伝達された。忠廣を酒井忠世邸に呼び、右馬允や光正を交えて二度に及ぶ審議があったあと、五月二十九日に幕府老中酒井忠世の本屋敷に老中が揃い、加藤忠廣・光正に対する將軍上意として次の改易理由が伝えられた。

肥後守可申聞覚

豊後守若輩にて今度の儀一分の覚悟にてハ無之、肥後守も内々は存儀も可有之と思召被成御穿鑿候之処、肥後守不存通、被 聞召分候間、常々作法も能候ハ、国をも其儘被下置、豊後守をも肥後守に可被成御預候へとも、近年諸事無作法に被為聞、其上江戸にて生れ候子・母共ニ、御代替の砌、御理も不申上、国本へ遣候儀、公儀かろしめ曲事ニ被思召候、今程御代替御仕置初而罪科に可被仰付候へ共、此度早速參勤并罷在所仕付いたし、其上豊後守手前早々致穿鑿、御尋候上、有様に申上に付而、国をは被召上、庄内へ被遣、於彼地為堪忍老万石被下置候、

五月廿九日

これは土佐山内家宝物資料館蔵御手許文書の一つである。山内忠豊の六月三日付書状によれば、加藤父子の不届きの様子は、江戸に詰める大名・小名や旗本たちにも老中から言い聞かせられたという。ほぼ同様の文面が『東武実録』に載せられており、右はこの件に関する幕府の公式見解とみなすことができる。それによれば、発端はやはり光正の件であったが、それは光正一人の考えではなく、忠廣の内存があつてのことではないかと穿鑿を受けたらしい。しかし、忠廣がこの件に無関与であることを將軍家光が承知したので、普段の作法がよければ、肥後国をそのまま与え、光正を忠廣に預けることも検討されたが、①近年忠廣が不法であること、②將軍に断りもせず、しかも御代替りの時期に、江戸で生まれた子とその母を国元に下したこと、の二点について、今は御代替えの初めの仕置として罪科に処すべきではあるが、今回、急ぎ參勤したこと、池上での謹慎の仕方、また光正が正直に事件について言上したこと、から、肥後国を召し上げ、庄内一万石に移すという内容であつた。

三十日には光正が謹慎する寺に忠廣と右馬允も呼ばれ、上使をもつて判決結果が言い渡された。これを忠廣は縁の下に降り、「せがれ無調法を仕出候、御檢使次第いか様にも可申付由」と返答した。光正は縁の上から、「私むさ

と仕たる儀ヲいたし候条、御誼次第ニ覺悟仕」と返答した。この父子の対応の差は、將軍家（秀忠）の外孫たる光正（高位）と、国持大名とはいえ、一介の大名に過ぎない忠廣（低位）の格差であり、そのような関係は有形無形に忠廣本妻蒲生氏と忠廣の格差としても日常的に現れていたのではないだろうか。

右のように、忠廣父子には光正の「無調法」が配流の原因と伝えられたが、公式には忠廣の不行跡が改易理由だった。とくに、江戸で生まれた息子を幕府老中に連絡せず、まして將軍に言上することもなく熊本へ連れて下った事が特に「曲事」とされたのだと細川忠興書状は伝えている（爰元にてうみ候むす子、御年寄衆迄も不案内、まして不致言上も国へ引つれ罷下候事、事之外曲事と 思召候）。忠廣が玉目氏との間に生まれた一男一女を將軍・幕府に隠して国元に送ったことが問題とされたことは、まず間違いない。

では、前田以下の大名に伝えられたように、何が「御法度」に違反したのか。改易の原因を安易に政治状況に結びつける前に、武家諸法度違反に該当する項目がないのかどうか、考えてみる必要があるのではなからうか。そこで検討すべきは、第八条「私に婚姻を締むべからざる事」との規定である。つまり、忠廣は將軍秀忠の養女蒲生氏と公式に結婚しており、それ以外の女性と縁を結び、子を儲けることは厳に戒めるべきことだった。忠廣の罪科の第一は、徳川將軍家との縁戚関係を蔑ろにしたことが「御法度」に違反したと理解すべきではないだろうか。

とはいえ、忠廣の側からみれば、將軍家を憚ったがゆえに玉目氏とその子たちを隠さざるをえなかったわけで、密かに国元に下したのもそうした配慮からであつたらう。また、妾に子を生ませた大名は他にもおり、それほど深刻な問題として受け止められていなかったのかもしれない。それ故、御代替りでなければ見逃されたかもしれない。光正の謀書事件がなければ、露見することもなかったかもしれない。

しかし、玉目氏に対する忠廣の執着は加藤家中の危惧するところであつた。それを將軍家光も見逃さなかったのである。忠廣の妻子に対する態度について、細川忠興は次のように指摘した。

豊後・同豊後母へのあたりやうも沙汰の限、

つまり、忠廣の嫡子光正とその母蒲生氏への対応が言語道断と判断されたからだという。具体的な理由を忠興は伝えていないが、前条とあわせて考えれば、忠廣は玉目氏を大切にする余り、本妻蒲生氏を蔑ろにする場面もあったのだろう。それは、ひいては徳川將軍家を蔑ろにすることもあった。

ここで忠廣と玉目氏との関係を整理しておく。まず、忠廣の生母は玉目丹波の娘（正応院）である。その弟丹波（二代目）の長女（法乗院）が忠廣の妾となり、藤松と龜（猷珠院）の二子を生んだ。忠廣の改易後は上野沼田の真田家に預けられ、藤松（のちの正良）は父忠廣が承応二年（一六五三）閏六月八日に没すると、後を追うように七月十一日に配流先で死去した。このとき、二十五歳というので、寛永六年の生まれとなる。母の法乗院も藤松の死に続いて、沼田に没したとされる。龜は明暦三年（一六五七）に伯母八十（瑤林院、紀伊徳川頼宣の本妻）に引きとられ、のちに旗本阿部正之の五男政重に嫁いだ。

なお、忠廣が庄内に移るにあたり、生母の正応院と妾法乗院の妹しげが同行し、庄内に没したとされる。また、忠廣は熊本から祖母（初代玉目丹波の妻、正福院）を庄内に呼び寄せており、福田正秀・水野勝之は「玉目氏の母と従妹たちへの忠廣の愛情祝着は尋常ではない」と評しているが、まさに首肯すべき見解だろう。

これを翻って考えてみると、「牛方・馬方騒動」で玉目丹波が陸奥会津に配流されたのちも、忠廣の周辺は玉目氏出身の女性たちで固められていたのである。そのことが、忠廣と蒲生氏との間に大きな溝を作ったというのは、右の状況からして否定しえないのではないだろうか。

ところが、六月三日付で土佐山内家家臣の柴田覚右衛門の書状（国元の岩崎又右衛門宛）は、次のような情報を伝えた。

一、加藤肥後守殿御母儀様・御内儀様、一所にせうないへ御越被成由申候、未品川と池上の間に興福寺と申寺に

御座候、五三日内に御立被成由申候、

つまり、忠廣の母と妻と一緒に庄内に行くことになり、いまだ品川と池上の間の興福寺にいますが、数日の内に立の予定と告げた。六月五日付幕府使番跡部民部少輔良保書状（山内土佐守忠義宛）には、次のようにある。

肥後殿・同御老母・同御内儀、酒井宮内に御預ケ庄内へ今日四日に被参候、か様なる仕合前代未聞の儀共に御座候と上下万民取沙汰にて御座候、

ここでも忠廣と老母と妻が出羽庄内の酒井忠勝に預けられ、本日四日に庄内に向かった。このような次第は前代未聞と上下万民が取りざたしているという。問題はこの母と妻が誰なのか、ということである。福田正秀はこれを玉目氏と推定したが、「御」や「様」の敬称がつくことからみて、母は水野氏（清浄院）、妻は蒲生氏（崇法院）と理解すべきだろう。第一章でも述べたように、幕藩関係における忠廣老母とは水野氏のことであった。また、妾である玉目氏の動向につき、大名家でわざわざ書状で国元に告げる必然性も認められないし、玉目氏の庄内同行も確認できない。なお、徳川家出身の母と妻を配流先の庄内に同行させる、という決定は、忠廣に徳川家との関係も修復する最後の機会を与えようとしたのではないだろうか。

しかし、実際に水野氏は庄内に居住せず、京都に上り、本圀寺に清浄院という塔頭を設けて居住し、明暦二年（一六五六）九月十七日に没した。享年七十五。一方、蒲生氏の行方は不明である。実家の蒲生家は氏郷の遺領会津を継いだ忠郷が寛永四年正月に没して無嗣断絶となり、忠郷の弟忠知が伊予松山二十四万石に取り立てられたが、これも寛永十一年八月に没して無嗣断絶となった。秀忠養女という立場であったにしても、こうした実家の不幸が重なったことも、行方知れずとなった一因と考えられる。さらに光正は改易の翌年、寛永十年七月十六日に配所の飛騨高山に没した。享年十八（異説あり）。

## おわりに

本稿では、肥後熊本加藤家二代目忠廣の事跡を確定しつつ、加藤家改易の原因について考察した。幼少で遺領相続をした大名家の例にもれず、加藤家も相続直後から家中騒動が続いた。これに対し、幕府は藤堂高虎らを熊本に派遣し、加藤家中の調停にあたり、大坂の陣の最中、またその後も目付を派遣して監察した。しかし、ついに「牛方・馬方騒動」に発展し、元和四年（一六一八）に忠廣の親族加藤美作・丹後父子を筆頭に、側妾玉目氏の父丹波や豊臣家とのつながりの深い牛方派が一掃され、馬方派を中心に藩政が運営されることになった。

その後、忠廣は幕藩関係における儀礼や領内外の施策を滞りなく務めていたが、寛永初年（一六二四）頃より精神状態が不安な様子が伝えられ、寛永八年頃よりその不行跡が深刻な問題として風聞されるようになる。寛永九年正月には大御所秀忠が没し、三代将軍家光への御代替りとなり、その緊張感の漂う江戸城下で、光正の謀書事件が生じた。従来の研究では、これが発端となって加藤家改易が俎上に乗せられたとみられてきたが、加藤家中の認識では忠廣の不行跡により改易になることが既に懸念されていた。これと並行して、江戸では様々な謀叛の噂が絶えないなかで、光正は数えの十七歳という若気の至り、かつ大御所秀忠の外孫という身位の高さから出た甘えなどから、事の重大さを考えない無邪気な事件を引き起こすことになった。この点については、光正が正直に事の次第を明らかにしたため、ほぼ不問とされたが、その審議の過程で、いまだに忠廣が玉目氏との関係を断ち切っておらず、将軍家との縁戚関係を蔑ろにしているということが露見した。これこそが加藤家中の危惧していたことであり、将軍家としてもこれを見逃すわけにはいかなかった。側妾から子が生まれることを黙認することはあっても、それは将軍家から迎えた本妻の立場を第一に尊重したうえでのことではなければならなかった。

従来の研究では、加藤忠廣の改易問題を表向における政治的疑獄事件として、親政を開始した家光が「秀忠に替

わって天下を掌握するのは自分であることを示そうとした」と評価されてきた。加藤家の改易が、こうした「御代替りの政治」において利用された側面はなかったとはいえないだろう。

とはいえ、何が「御法度」だったのか、という点については、安易に駿河大納言忠長の問題や幕府の大名統制策等に結びつけるべきではない。「御法度」とは武家諸法度のことであり、改易原因は加藤忠廣が將軍家以外の者との縁戚関係を作ったという武家諸法度第八条違反に相当したというのが本稿の結論である。今後の問題として、幕藩関係における女性（本妻）の役割を正しく評価し、奥向の問題をも視野に入れて政治的事件を読み解く必要を強く提起したい。

#### 附属史料 飯田覚資料の翻刻・紹介

飯田角兵衛直景（以下、角兵衛）は、永禄八年（一五六五）に尾張国に生まれ、同国にて加藤清正に仕え、清正の肥後入国後は新知千石にて仕えた。以後、加増され、四五〇〇石を得て、寛永九年九月十八日没した。加藤家改易後は、養子高伯（孫左衛門・角兵衛）が寛永十三年七月に福岡藩主黒田忠之から新知二千五百石にて召し出され、以後、角兵衛高転、角之進高次、角兵衛転永、角兵衛転辰と幕末まで続き、歴代大組頭を勤めた。

飯田家資料は、現在、福岡市博物館に「飯田覚資料」として寄託されている（『福岡市博物館建設準備室昭和60年度収集 収蔵品目録』3、一九八八年）。その内、加藤清正関係文書については、森山恒雄「肥後加藤政権と重臣飯田角兵衛（一）」（『市史研究熊本』五、一九九四年）において翻刻・紹介された。その際に、森山氏は引き続き加藤忠廣時代の文書を紹介する予定としていたが、未完となった。その後、福田正秀氏により水野家関係の書状十一一点の読み下し、および時代考証が進められたが、忠廣発給文書は紹介するに至らなかった（福田正秀「鬼日向 水野勝成と熊本」『熊本城』復刊第百号記念号、二〇一五年）。そこで、本稿では、加藤忠廣期の発給文書について全

面的に翻刻・紹介するものである。

忠廣書状は、現在の形態は切紙または切継紙となっているが、折の残り具合から、本来は折紙であったと推定される。いずれも裏打ち紙として使われた形跡があり、裏面に剥がされた跡があり、料紙も茶色く変質している。それ以外の文書は原文書の形態のまま、保存状態も良い。

なお、黒田長政書状一点と加藤家改易後に飯田角兵衛の養子勝左衛門が福岡藩に召し抱えられた後の文書十三点は『福岡県史近世史料編』福岡藩初期下（一九八三年）に翻刻されており、黒田関係なので除外した。これ以外では、秋月藩主黒田長興（黒田長政三男）の書状等が未翻刻であるが、これらの翻刻・紹介については他日に期したい。

### 【史料翻刻】

#### 凡例

- 一、表題には月日・発給者を掲げ、丸カッコ内に飯田覚資料の整理番号を記した。
- 一、史料の掲載は、推定年次に基づく編年順とし、年次を確定しえないものを月日順に末尾に掲げた。なお、史料翻刻における順番に基づき、通し番号を新たに付した。
- 一、各史料は、翻刻文に続き、推定年代、解説を付した。人物に関しては、年代比定に参考となる人物について判明する限りで掲載したため、網羅的ではない。
- 一、翻字には常用文字を用いたが、「忠廣」のみ正字を用いた。また、適宜、句読点等を補った。欠字は一字分を空白とし、改行箇所には／を挿入した。
- 一、判読不明の文字には□を入れた。

一、史料翻刻・人物比定・年次推定の作業は、九州大学人文科学府における近世史演習の成果の一部である。越坂裕太（修士課程二年）・古市志織（修士課程二年）・丸山大輝（修士課程一年）が担当した。  
 〈謝辞〉資料のご所蔵者の飯田様からは、史料利用につきご快諾をいただきました。また、福岡市博物館の宮野弘樹氏には、史料閲覧等の際に大変お世話になりました。ここに改めて、御礼申し上げます。



図 加藤忠廣の書判

1、二月十日付本多正信書状（二三号）

「端裏書」

本多佐渡守

（墨引） 飯田角兵衛様 人々御中 正信

以上、

為御普請被御越之由、御造／作御苦身推察仕候、然者／昨日者御尋、殊更御太刀一腰／・御馬代三百疋并猩々皮壱間／被懸 御意候、誠ニ被為入御念候段／書中ニ返申難候、委曲期面談候、／恐々謹言、

二月十日 正信（書判）

【年代】慶長十一年カ

・本多正信の没年となる元和二年（一六一六）までの発給。熊本加藤家が二月に公儀普請を担当したのは慶長十一年、または同十九年の江戸城普請だが、角兵衛は慶長十九年に在国しているため、慶長十一年の可能性が高い。なお、本書状は加藤清正時代のものだが、各文献等において紹介がないため、便宜的にここに掲げた。

・正信 本多佐渡守正信（一五三八～一六一六） 慶長八年（一六〇三）以降は徳川秀忠付年寄。元和二年六月七日没。

## 2. 七月二十四日付水野勝成書状（二六号）

一筆申入候、久々不／申、御物遠ニ御座候、／横地助之丞事、於／江戸申上候処ニ御下／着候以後、早速／被召出、御懇之通／申聞候、過分ニ存候／能様ニ御心得候而可／給候、猶期後音候、／恐々謹言、

水日向守

七月廿四日 勝成（書判）

飯田角兵衛様

御宿所

【年代】慶長十七年

・横地助之丞（元和八年「加藤家御侍帳」で島田助右衛門組二百四十六石）は、慶長十九年の大坂冬の陣で加藤家中に名がみえるため、同年以前に召し出された。慶長十九年以前に忠廣が七月に熊本に在国するのは、慶長十七年のみ。この年五月には在江戸であることも、書状内容と符合する。

### 3. 六月二十六日付加藤忠廣書状（一六号）

以上、

為見舞飛脚悦入候／御前無相替儀候間／可心安候、目安事／年寄共下着次第二／様子可被 聞召／之旨候、追而可申／遣候、猶相田内匠助／可申候、謹言、

六月廿六日忠廣（書判1）

飯田角兵衛とのへ

#### 【年代】慶長十八年

・書判1から慶長十七～二十年。「聞召」の前に闕字があり、「御前」とは大御所徳川家康もしくは將軍徳川秀忠。『駿府記』慶長十八年四月に「肥後国古主計跡目、家中有公事、家老之もの共従去月駿河在府」とあり、この日時が正しければ「年寄共下着」とは、六月末以降に年寄が駿府からさらに江戸に下着したうえで秀忠の聴聞があるという意味になり、忠廣の居場所が江戸になる。目安の内容は不詳。

・相田内匠助（一六四六） 権六、天心。慶長五年（一六〇〇）の宇土城攻めで、「無比類働」をしたことにより、「内匠」と名を改めた（『清正記』）。「加藤家御侍帳」（元和八年）では、三千六百十石一斗四升（内、百九十九石は元和七年に加増）とある。忠廣書状では、蟹江利一と交替で奉者を担当した。改易後は、家臣団の筆頭として

庄内へ同行し、知行三百石を与えられた(『大泉紀年』)。正保三年八月三日、庄内丸山で死去。

#### 4. 八月十八日付加藤忠廣書状(二七号)

已上、

為見舞飛脚并／經廿連到来／悦入候、其地弥／無事之由爰元／無相替儀候間／可心安候、猶相田／内匠助可申候、  
謹言、

八月十八日忠廣(書判1)

(墨引)

飯田角兵衛とのへ

【年代】慶長十八年または十九年。

・書判1と忠廣が国元以外にいること。3の見舞状が慶長十八年に出されたことを勘案すれば、慶長十九年か。

#### 5. 十一月十四日付本多正純書状(二〇号)

一書申入候、仍今度／肥後守様大坂表へ／被成御上候者熊本ニハ／肥後国中之御人／しちも御座候由候間／不及申候へ共御留主／居之儀、丈夫ニ被仰／付御上被成御尤かと／存候、但其元御年／寄中能様ニ御／談合被成可然存候、  
／恐々謹言、

本多上野介

十一月十四日

□

加藤美作殿

加藤右馬允殿

加藤丹後守殿

加藤与左衛門殿

下川又左衛門殿

飯田角兵衛殿

吉村橘左衛門殿

和田備中守殿

庄林隼人殿

森本儀大夫殿

棒庵

【年代】慶長十九年

●本多正純（一五六五～一六三七） 慶長六年（一六〇二）五月十一日より従五位下・上野介に叙爵。徳川家康の出頭人。

●加藤美作 正次 南関城代三千石。清正のいとこ。 「牛方・馬方騒動」に敗れ、越後村上に流罪。

●加藤右馬允 正方（一五八〇～一六四八） 本名片岡。八代城代二万石。加藤家改易後は、京都本圀寺に閑居、

片岡風庵を称した。正保元年（一六四四）八月に広島浅野家に預けられ、慶安元年九月二十三日没。

●加藤丹後守 美作の子。「牛方・馬方騒動」に敗れ、信濃中島に流罪となる。妻は加藤平左衛門正茂の妹。

- 吉村橋左衛門 「牛方・馬方騒動」で召し放ち。
- 和田備中守 「牛方・馬方騒動」で美濃岩村に配流。
- 森本儀大夫 一友。森本儀大夫一久（一五六〇～一六二二）の嫡子。

## 6. 六月十三日付水野勝成書状（二一号）

猶々今度之／御合戦之様子を／懸御目、咄申度、念／願迄ニ御座候、以上、  
御状忝存候／先度も自／是も以書状も／申入候、定而相／届申候哉、今度／大坂表之様／子ハ早先書／御報にも申  
入候／間、不能具候、／爰許相替儀も／無御座候、上様ハ／いままた緩々と御／逗留之様ニ申候、／將軍様ハ来月／  
二日ニ御下向共申候／又ハいままた御逗留／共申候、肥後殿も頓而可被成御上／洛候間貴殿も／御供ニ御出候、其刻  
／以面可申承候、恐々／謹言、

水日向守

六月十三日 勝成（書判）

飯田角兵衛殿

御報

### 【年代】慶長二十年

- 「大坂表之様子」「今度之御合戦之様子」は大坂夏の陣、「上様」は徳川家康、「將軍様」は徳川秀忠。以上の内容から慶長二十年と確定する。
- 水日向守 水野勝成（一五六四～一六五二）。加藤清正の本妻清浄院の兄。大坂夏の陣後に大和郡山六万石、元

和五年（一六一九）福島正則の改易により備後福山十万石。加藤家改易の際には肥後国上使を勤めた。

## 7. 九月四日付堀田一継書状（二三号）

猶々、伊地々分大夫殿／御子息・御弟之儀、貴殿・／橋左衛門殿御のかれ無之由、／右分承候間、随分情を／出申候、委御使者へ申入候、以上、

七月廿六日之御状、慥ニ／相届具ニ拝見申候、然者／伊地々分大夫殿御子息／同御弟、豊後境目ニ／御座候つるを百性目安／上ケ申付而 忠廣様／御年寄衆御あらためニ付／京都迄御上せ被成候／分大夫殿御子息・御弟之儀ハ右分承ニ付而／伊か殿御あらため之御／帳ニ付ケ申付候而、今又／上野殿へ申候儀も一段／仕合ニて御座候つる、古座／衆ハ不苦之由伊賀殿之／御返事ニ候、熊本御年寄衆へも定其通／御返事ニ而可有御座と／存候、委平大夫方分可／被申候、恐惶謹言、

本田若狭守

九月四日 一継（書判）

飯田角兵衛様

御報

【年代】元和元年

・8（二四号）の年次比定による。

・伊地々分大夫 伊地知分大夫 大坂夏の陣で大坂方として高名をあげたが、落城後に剃髪して友雪と称した。

元和六年に備後福山城主の水野勝成に知行三百石で召し出された。友雪の娘が、飯田角兵衛高伯の妻にあたる。

・本田若狭守 堀田一繼（一五五〇）一六三〇。享年八一。信長・秀吉に仕え、鷹匠頭。家康・秀忠の御咄衆。

## 8. 九月十四日付板倉勝重書状（二四号）

以上、

大坂古参伊地知次郎兵衛・同次郎八、宿之儀何方ニ而も不苦候、但肥後国今被罷越候衆也、

卯 九月十四日板伊賀（黒印）

## 【年代】元和元年

・「大坂古参」とあるので大坂夏の陣後であり、板倉勝重が京都所司代在職中の卯年は元和元年のみ。

・板伊賀 板倉勝重（一五四五）一六二四）元和六年（一六二〇）に京都所司代を辞す。

## 9. 九月一日付加藤忠廣書状（一八号）

以上、

番飛脚相越ニ付而經廿連到／来祝着候、其地／無事之通承／悦候、此方仕合能／御暇被下候間、近日／可帰国候、猶礪江／主膳可申遣候也、

九月一日忠廣（書判2）

飯田角兵衛とのへ

## 【年代】元和二年カ。

・書判2の使用と忠廣の在府・帰国時期から推定。

・蟹江主膳 宗久（一六四三） 父与兵衛は天正年中に清正に仕え、八代城を預かり元和元年に没した。改易後は流浪し、寛永十年に前田利常に召し出され二万石、同年に次男前田利次に付けられ、同十六年富山藩立藩に従った。子孫は代々家老職についた。

## 10. 八月十日付加藤忠廣書状（一一号）

以上、

為見舞番之飛脚／相越二付而書状并／為樽代銀子壹枚／到来令祝着候／其地無相替儀／本丸虎松、弥無事／之旨承悦二候、爰／元無別条候、然者／去廿七日ニ 大納言様／將軍ニ被為成候／勅使にて御位被／為上、則当月六日ニ被成御参 内三代／將軍之御礼昨日／九日ニ申上候、目出／度儀不過之候、仕合／残所無之候間可心／易候、其地城中／番等火用心かたく／可申付候、謹言、

八月十日 忠廣（書判4）

飯田角兵衛とのへ

## 【年代】 元和九年（一六二三）

・元和九年七月二十七日に大納言徳川家光は將軍宣下をうけ、八月六日に参内した（藤井讓治『徳川家光』吉川弘文館、一九九七年）。

11. 六月二十日付加藤忠廣書状（二五号）

以上、

今度阿部修理方へ／祝言ニ付而為／祝儀樽代銀子／壹枚到来喜／悦之至候、委曲／相田内匠助可／申候也、

六月廿日 忠廣（書判4）

飯田覚兵衛とのへ

【年代】寛永元年カ

・忠廣姉こやと阿部修理亮政澄の祝言の年。忠廣は元和九年前後に書判3から書判4に変更する。寛永元年（一六二四）十一月二日付並河志摩守宛中将加内書状（肥後阿部文書）に、阿部政澄と山崎家治（忠廣のいとこ）が忠廣に異見したという経緯が記されており、寛永元年までに政澄は加藤家親族となっており、祝言は寛永元年以前となる。その前後に忠廣が江戸にいるのは、元和八年と寛永元年。こやが産後の寛永四年八月十九日に没したことを考えれば、それに近接した寛永元年の可能性が高い。

・阿部修理 政澄（一五九三～一六二八） 武藏岩槻城主阿部正次の長男。寛永四年こやとの間に正令が生まれた。

・飯田覚兵衛 飯田角兵衛は、豊臣秀吉より「覚」の字を与えられ、角兵衛から覚兵衛に改めたとされるが（『常山紀談』）、本史料群では「角」と「覚」が併用されており、覚兵衛は本史料が初出。

12. 十月八日付加藤忠廣書状（一二号）

以上、

官位昇殿／為祝儀、使并太刀一腰／馬代銀子式枚到来／遠路入念候段為／悦二候、次与力之者共／右祝儀之趣聞届候、猶／相田内匠助可申候也、

十月八日 忠廣（書判5）

飯田角兵衛とのへ

【年代】寛永三年

・寛永三年八月十九日に加藤忠廣は従四位下・侍従に昇進、二十二日に昇殿した（『東武実録』）。十月八日付で、下川又左衛門に対しても同様に官位昇進祝儀の返礼状を送っている。

### 13. 三月十七日付加藤忠廣（二三号）

以上、

為見舞番之飛脚／相越并樽代銀子／壹枚到来令祝／着候、其地無事／之由承悦二候、爰元／無別条、而 御前／仕合、弥無残所／候之間可心易候、／猶帰国之刻可／申候也、

三月十七日 忠廣（書判5）

飯田覚兵衛とのへ

【年代】寛永五年カ

・「兩 御前」は徳川秀忠・同家光。忠廣の書判5に変わる寛永三年以降で、忠廣が江戸におり、近く帰国が予定されている。その点からすれば本書状は六月に帰国が確認される寛永五年の可能性が高い。

14. 五月二十八日付加藤忠廣書状（一四号）

以上、

為見廻番之飛脚／相越并樽代銀子／壹枚到来祝着候／当地無別条弥／兩 御前仕合無／残所候、猶相田内匠助／可申候也、

五月廿八日 忠廣（黒印）

飯田覚兵衛とのへ

【年代】 寛永六年カ

・「兩 御前」は徳川秀忠・同家光。よって、寛永元年から寛永八年までとなる。進物が樽代であることから年頭の礼である可能性が高い。忠廣が正月から五月にかけてに在江戸で、かつ覚兵衛が無事であることから、病氣となる前であり寛永六年カ。

15. 二月二十日付水野勝成書状（二五号）

以上、

友雪其元見廻ニ付／一書申入候、貴殿御煩ニ今／然々無御座由無心元／存候、御養生御油断／被成間敷候、其後は久々／不懸御目、御床敷存候／為御養生自然有馬へ／御湯治も候ハ、無路／次之儀候間懸御目候て／積御物語可申承候、将又／去春は御飛札、殊ニ其／元名物切漬之うるか／給候、御懇情不浅存候、／其以来以書状も不申／入無音迷惑ニ存候、猶／友雪可被申候間、不能詳候、／恐惶謹言、

水日向守

二月廿日 勝成（書判）

飯田覺兵様 まいる

【年代】寛永七年カ

・覺兵衛は寛永七年正月より中風を患い、八年から京都で療養している（福田正秀「鬼日向 水野勝成と熊本」『熊本城』復刊第百号記念号、二〇一五年）。

## 16. 七月十日付加藤明成書状（三二号）

一筆令啓候、今度／肥後殿仕合免／角可申様無之候、／各心底之程令／察候、早々以書状／可申候処ニ手前何／廉取紛延引／之至候、藪久太郎／方々貴殿為見／舞人を下候間、則／我等飛脚をも／相添下申候、次ニ／貴殿煩氣之由候、此節／如何御入候哉、無／心元候、弥無油断／養生肝要候、恐々／謹言、

加式部少

七月十日 明成（書判）

飯田覺兵衛殿

御宿所

【年代】寛永九年

・加式部少 加藤明成（二五九二～一六六一） 加藤嘉明の長男。慶長八年（一六〇三）三月に従五位下・式部少輔。寛永八年に遺領会津四十万石を相続。寛永十一年七月に従四位下・侍従。

・藪久太郎 明成家臣。知行千石・近習用聞役人を勤める（「加藤家分限帳」『会津若松史』八・史料編Ⅰ）。

17. 七月二十七日付水野勝成書状（二八号）

猶以御煩いか、無心元存候、／先京都御上之由承候、其通候哉／折角御養情可被下候、我等も／江戸罷上候ハ、京都にて緩々可申／承候、以上、

爰元御立退之御用意／相調候哉、任見来樽式令進入候、誠書中之印迄／御座候、恐々謹言、

七月廿七日 勝成（書判）

水野日向守

（墨引） 飯田角兵衛殿 人々御中 勝成

【年代】 寛永九年

・「爰元御立退之御用意」とあるところから、七月末の段階で角兵衛が熊本にいたことがわかる。

18. 寛永九年七月二十七日付江戸幕府上使連署状（三三二号）

（包紙上書）

水野日向守

板倉周防守殿 石川主殿頭

稲葉丹後守

伊丹播磨守

以上、

此飯田角兵衛と申仁／加藤肥後殿家来之衆ニ候／有付申候内京都罷在／度由被申候、慥成仁ニ而／御座候間、宿を借候様ニ可／被仰付候、恐々謹言、

寛永九年申ノ 伊丹播磨守

七月廿七日 康□（書判）

稲葉丹後守

正勝（書判）

石川主殿頭

□□（書判）

水野日向守

勝成（書判）

板倉周防守殿

【年代】 寛永九年

・伊丹康勝（一五七五～一六五三）・稲葉正勝（一五九七～一六三四）・石川忠総（一五八二～一六五〇）・水野勝成（一五六四～一六五二）は、熊本城受取上使。

・板倉周防守 重宗（一六八六～一六五六） 元和六年に父勝宗を継いで京都所司代。

19. 七月十日付加藤明成書状（三三三号）

猶々抱候事ハ式十人か三十ノ人ならてハ成申間敷候へ共、ノ其内ニ而知行高・ノ年比など氣ニ入候ノものを抱可申候間、ノ先五十人ニ而もノ七十人ニ而も貴殿ハノおもひよりのもの共をノ書付可給候、以上、

追而申入候、肥後殿家中ノ衆之内、小身成わかきノつかいて可然奉公人候はノ内証ニ而会津へも可下ノ哉と被尋、同心いたす者候は、式拾人ニ而もノ三十人ニ而も抱可申候間、ノ其仁国・年比・知行高ノ念を入被書付可給候ノたとい与力のものニ而もノ能者ニ而さへ候へハ不苦候、ノ併今程慥成やくニノたちたるものハまれニ候、ノ少の事をも大ニ申成ノ世間を廻り候間、左様ノものハイヤニ而候、只ノおほへ無之わかきもの、ノりはつ成つかひて能候ノものを書付可給候、知ノ行之儀は百石から五ノ百石迄のものを抱可ノ申候、自然七百石・八百石ノ千石とり候ものニもよきノもの候は、其も書付可ノ給候、定而肥州家中之ノ侍衆もはや可被上候へ共ノ牢人いたし居候は、しねんニノ聞て置可申候間、其ノ元ニ居不申候共、抱てノ可然ものハ書付給候ノ我等方々ケ様ニ申ノまいらせ候との儀はノ沙汰有間敷候、六ケノ敷候共憑入候、恐々謹言、

加式部少

七月十日 明成（書判）

飯田覚兵衛殿

御宿所

【年代】寛永九年

・次の20（二九号）と連動するものとみられる。

20. 肥後熊本加藤家臣書付（二九号）

覚

知行高四百石馬廻くみ頭	相田六左衛門	年四十五	国尾張
同高四百石大小性くみ頭	松下弥右衛門	年四十七	八
同高七百石てつほう廿丁	多加助十郎	年五十四	五国河内
同高五百石ほろのもの	役者清大夫	年四十七	八
同高四百石御使番	鎌田弥五左衛門	年四十七	八
同高三百石てつほう廿丁	寺島太郎兵衛	年五十五	六
同五百石	池尻平八	年四十七	八国尾張
同高五百石	平井長兵衛	年四十六	七国河内
同高三百石	飯田喜三兵衛	年四十二	三国肥後
同高貳百五十石	荒川八大夫	年卅七	八 国肥後
同高貳百三十石	堀田二郎右衛門	年五十一	二国尾張
同高貳百三十石	堀田所兵衛	年四十七	八国尾張
同高貳百石	林九大夫	年四十七	八国尾張
同高貳百石	長田左太郎	年五十一	二国美濃
同高貳百石	児玉十郎兵衛	年四十五	六
同高貳百石	野尻藤左衛門	年四十七	八国尾張

同高三百五十石	北川平大夫	年四十ほと国肥後
同高式百七十石	新美権七	年三十四五国肥後
同高式百七十石	竹田作十郎	年四十一二国肥後
同高三百石	村田市大夫	年四十七八国山城
同高式百五十石	森部治部左衛門	年四十四五国肥後
同高式百五十石	魚住忠次郎	年四十四五国肥後
同高式百五十石	根本権平	年三十四五国山城
知行高式百三十石	横地十兵衛	年五十一二国尾張
同高三百石	横地喜左衛門	年三十二三国肥後
同高式百石	奥村藤右衛門	年五十五六
同高式百五十石	中村弥市右衛門	年五十一二国美濃
同高式百石	黒宮伝兵衛	年五十一二国尾張
同高三百石	奥井与三右衛門	年五十五六国尾張
同高式百五十石	佐野半左衛門	年五十五六国河内
同高式百石	三田村半介	年五十五六
同式百七十石	桑木源八	年卅一二国肥後

人数合三十五人

右之者共方々江罷退候故、知行高少々高下可有候咄かと存候、大形覚候通書付進上仕候、以上、

八月八日 覚兵衛

【年代】寛永九年

・覚兵衛 角兵衛は寛永九年九月十八日に天草内本戸にて六十八歳で没したとされる（森山恒雄「肥後加藤政權と重臣飯田角兵衛（一）」『市史くまもと』5、一九九四年）

21. 十二月二十一日付水野勝成書状（三五号）

遠路飛札殊串／炮老箱饋給令満／足候、随而角兵衛殿／死去之由承驚入候／御力落推量申候／此面別条無之候間／可心易候、恐々謹言、

水野日向守

十二月廿一日 勝成

飯田孫左衛門殿

【年代】寛永九年

・角兵衛の没年は、寛永九年九月十八日。

22. 十二月十五日付阿部正之書状（三四号）

霜月五日之御状并／珍敷手拭三ツ贈／給御懇志之至別而／忝存候、先以今程／長崎へ御引越無事ニ／御入候由、令安堵候、／如来意去秋ハ御參／府候へ共、御馳走不申／所存之外候、被仰越／趣聊疎略存問敷候／来年者弥御上洛之／由候間、互於罷上ハ／万慶可申達候事候、／期永日候間不能詳候、／恐々謹言、

安倍四郎五郎

極月十五日 正之（書判）

飯田孫左衛門様 まいる

【年代】寛永十年カ

- ・「御上洛」が予定されていることから、寛永十一年の家光上洛を指す可能性が高い。孫左衛門が福岡藩に召出される寛永十三年以前。なお、福岡召出の前に孫左衛門が江戸に行き、さらに長崎に移住したことなどがわかる。
- ・飯田孫左衛門 寺田篠之助家正の子で、二歳で角兵衛の養子となる。のち、角兵衛高伯。

### 23 九月十日付水野勝成書状（二七号）

以上、

御状忝拝見申候キ、／其後ハ久々不申請／御床敷存候、其地／何事無之由大慶／不過之候、此表替／儀無之候条、可御心／安候、将又長右衛門儀、／我等方ニ心安居／申候間無沙太無之候、／爰元何成共用／之儀候者可被仰候、／扱々其以來ハ不／懸御目候、何も期／在音候、恐々謹言、

水日向守

九月十日 勝成（書判）

飯田角兵衛殿 御報

【年代】未詳。

- ・長右衛門は飯田家の関係者とみられるが不詳。次の24（九一号）にあるように高伯と勝成の交流が確認できるた

め、角兵衛は高伯の可能性もある。

24. 二月十六日付水野勝成書状（九一号）

為御見廻飛札／殊博多素麵・／水砂糖送給候／入御念候段別而／満足申候、如仰／於江戸仕合能／御暇被下罷下候  
／我等事にも御／懇之 上意二而／令隠居、世間も／心易成候而大／慶ニ存事ニ候、／猶期後音候、恐々／謹言、

水日向守

二月十六日 勝成（書判）

飯田角兵衛殿

御返報

【年代】寛永十七年

- 水野勝成の隠居は、寛永十六年閏十一月十六日。
- 飯田角兵衛 高伯。元禄十一年（二六九八）七月二十一日没。

25. 九月二十六日付水野勝成書状（一九号）

屋敷へ移候為御祝／義御状殊鯉節／一箱送給満足／不過之令存候、其元／御無事之由目出存候、／我等も息災ニ罷  
／有候、将又貴殿縁類／此地友雪方ニ無／事ニ而御座候、猶期／後音可申入候、恐々／謹言、

水野日向守

九月廿六日 勝成（書判）

飯田角兵衛殿

御返報

【年代】不詳

・屋敷を特定する情報はないため、年代不詳。角兵衛も同様に特定できないが、書判は晩年のもので、24（九一号）に近い。

## 26. 文書目録（三十号）

入日記

- 一、肥後国ニ而拝領之御感書拾通拾包御目録巻通一包
- 一、同清正公分寺田篠之助へ被下候御感書一通一包
- 一、義鎮公分飯田小次郎へ被下候御感書一通一包
- 一、清正公御手跡一包
- 一、同御目録一包三封
- 一、同御知行高御書上之写巻通
- 一、同書付巻通一包
- 一、角兵衛肥後国ニ而組名付一封与力知行名付一帳
- 一、虎藤様御家督御拝領之刻色々之御書付四封入

一、豊後国宗麟目録并感書二通同儀統感状一

以上、

註

- (1) 肥後加藤家に関する研究は加藤清正に集中し、清正を継いだ忠廣に関する基礎的事項については等閑視され、牛方・馬方騒動」と改易の問題のみに終始する傾向にあると指摘せざるをえない。なお、加藤家の改易過程については、笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』第十章第二節(吉川弘文館、一九九三年)がある。
- (2) 福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』第二章(吉川弘文館、二〇一八年)。
- (3) 『肥後加藤侯分限帳』所収「加藤家御侍帳」。
- (4) (寛永元年)十一月二日付並河志摩守宛中将加内書状(東京大学史料編纂所影写本「肥後阿部文書」)には、阿部正澄と山崎家治(忠廣のいとこ)の二人が忠廣に「異見」をしたとあり、既にこの段階で正澄が加藤家親族としての行動をとっていることから判断した。
- (5) 福田正秀・水野勝之『加藤清正「妻子」の研究』(ブイツーツリビューション、二〇〇七年)・同『続加藤清正「妻子」の研究』(同、二〇一二年)。加藤清正の妻子については、本書から多くのご教示を得た。なお、以下で両氏の研究とは、右の二書を指す。
- (6) 森山恒雄「加藤忠広」(『大名列伝』3悲劇篇、人物往来社、一九六七年)。
- (7) 福田正秀「肥後加藤家改易の研究」一二(二〇一四年)では、「牛方馬方騒動」は「元和四年に突如勃発したものである」との指摘がある。
- (8) 目付については、元和五年三月九日付鍋島勝茂書状に「肥後御目付衆兩人」とあるので、二人であったことが確定する。その前年、十一月十九日付鍋島勝茂書状では、「於肥後、永井弥右衛門殿へ音信申候」とあり(「勝茂公譜考補」)、慶長十六年より目付に任じられた旗本永井白元の名を記す。『寛政重修諸家譜』の永井白元の譜には、その記載はない



表1 加藤忠廣の居所と行動

和暦	西暦	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
慶長15	1610	熊本	閏2/30京都	26駿府	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	
慶長16	1611	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	24駿府	熊本	熊本	熊本	熊本	
慶長17	1612	熊本	熊本	熊本	2 駿府	江戸	14駿府	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	
慶長18	1613	熊本		江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	熊本	
慶長19	1614	熊本	熊本	23伏見	駿府・江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	14浜松 24伏見→ 兵庫	熊本	熊本	
元和元	1615	熊本	熊本	熊本	熊本	京都	京都	26京都	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	
元和2	1616			駿府					江戸					
元和3	1617							京都	京都					
元和4	1618			閏3 江戸	19江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	6伏見	熊本	熊本	熊本	
元和5	1619	熊本	熊本	熊本	熊本	上方	上方	上方	上方			27熊本	熊本	
元和6	1620					(大坂)	(大坂)	(大坂)	(大坂)	(大坂)	(大坂)	→江戸	江戸	
元和7	1621						熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	
元和8	1622	熊本			江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	
元和9	1623	江戸	江戸	江戸	江戸	8 江戸→ 9 小田原 →17熱田	→京都	京都	京都	京都	京都→	→7 熊本	熊本	熊本
寛永元	1624	熊本	熊本	26江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸→ 熊本	熊本	
寛永2	1625	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	
寛永3	1626	熊本	熊本	熊本	熊本	21日大坂、 22日伏見	京都	京都	京都	京都	京都	16大坂	熊本	熊本
寛永4	1627	熊本→	12名古屋 →江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸
寛永5	1628	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸→29 伏見	熊本	熊本	熊本	熊本	江戸	江戸	江戸	
寛永6	1629	(江戸)	(江戸)	(江戸)	(江戸)	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸		熊本	
寛永7	1630	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	
寛永8	1631	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	
寛永9	1632	江戸	江戸	熊本	熊本	江戸	江戸	庄内	庄内	庄内	庄内	庄内	庄内	

注 居場所不明の場合は空白、推定は（ ）とした。

年	月日	差出	宛名	内容	所蔵等	典拠
(元和9)	10月10日	加藤肥後守忠廣(書判4)	(宛所欠)	去七日下着任	本法寺文書	東大
元和9	10月18日	忠廣(書判4)	嘉悦平馬とのへ	為加増宛行所領	嘉悦文書5	県3
(寛永元)	6月20日	忠廣(書判4)	飯田覚兵衛とのへ	阿部修理方へ祝言に付	飯田覚資料15	附11
(寛永元カ)	9月3日	忠廣(書判4)	加藤左馬[ ]	式部少輔殿御出	竹田文庫19	
(寛永元カ)	11月15日	忠廣(黒印)	加藤平[ ]	蔵入方諸代官村々内検	本妙寺文書35	県3
寛永2	9月14日	忠廣(書判4)	古田半平とのへ	宛行所領合150石	高官栄太氏所蔵文書	東大
寛永2	9月14日	忠廣(書判4)	大脇主殿頭とのへ	宛行所領合2010石	大脇文書	東大
寛永2	9月14日	忠廣(黒印)	大脇主殿頭とのへ	知行所付都合2008石	大脇文書	東大
寛永2	9月14日	忠廣印・書判4影	久徳源兵衛とのへ	宛行所領合509石7斗	碩田叢書	東大
寛永2	9月14日	忠廣(書判4)	宮川猪兵衛とのへ	宛行所領合812石	蘆間集残編	市史
寛永2	12月29日	忠廣判	阿蘇山学頭坊・長善坊・寺社中	当社阿蘇大明神退転	西蔵殿寺文書410	市史
(寛永3)	5月23日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	大御所様来ル28日出御	下川文書69	県5
(寛永3)	6月5日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	野辺澤遠江守女房	下川文書70	県5
(寛永3カ)	6月15日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	打続気能候故、井手之水無之	下川文書74	県5
(寛永3)	6月24日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	大御所様去24日御入浴、22日於二条御目見	下川文書76	県5
(寛永3)	7月9日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉殿	見舞番飛脚差越、	下川文書77	県5
(寛永3)	7月16日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	去12日大御所様御参内	下川文書78	県5
(寛永3)	8月23日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	官位昇進	下川文書81	県5
(寛永3)	10月8日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	官位昇進につき祝儀到来	下川文書83	県5
(寛永3)	10月8日	忠廣(書判5)	飯田角兵衛とのへ	官位昇殿につき祝儀到来	飯田覚資料12	附12
(寛永3カ)	10月12日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	斎藤伊豆番の飛脚	下川文書82	県5
(寛永3)	10月15日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	萩原目付絵図、近日下国	下川文書94	県5
(寛永3)	11月1日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	萩原目付絵図、今朝日伊予津和着	下川文書95	県5
(寛永4)	2月12日	忠廣(書判5)	滝川豊前様	江戸へ罷越、熟田参着	滝川文書4	
(寛永5)辰	正月2日	加藤肥後守忠廣		太刀一腰・馬一疋	下川文書85	県5
(寛永5)辰	正月3日	加藤肥後守忠廣		太刀一腰・馬一疋	下川文書86	県5
(寛永5カ)	3月17日	忠廣(書判5)	飯田覚兵衛とのへ	御前仕合弥無残	飯田覚資料13	附13
(寛永5)	5月29日	忠廣(書判5)	神田対馬守とのへ	樽代1枚到来、今日伏見上着	神田家古文書23	
寛永5	8月15日	忠廣(黒印)	井村彦右衛門とのへ	充行所領700石遺跡遺	熊本市立博物館所蔵9	県2
寛永5	9月13日	忠廣印	天草吉兵衛とのへ	高300石遺跡遺	天草文書6	県4
(寛永6カ)	5月28日	忠廣(黒印)	飯田覚兵衛とのへ	樽代銀子忝枚、兩御前仕合無残	飯田覚資料14	附14
(寛永6カ)	11月15日	忠廣(黒印)	加藤平[ ]	昨14日從兩上様御暇の儀被仰出	本妙寺文書35	県3
寛永9	5月1日	(黒印)	吉村又吉との	其方事四良介申付候	吉村文書	東大
寛永9	6月3日	忠廣(書判5)	加藤平左衛門とのへ	所事用所之儀ために成候様	境町歴史民俗資料館蔵	
	1月8日	忠廣(書判5)	毛利甲斐守様	御息女様御祝言目出度	長府毛利家文書	東大
	5月19日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	二ノ丸様御無事ニ御上著、御湯治	下川文書87	県5
	9月24日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	見舞使者、郡代・諸代官庶務等	下川文書88	県5
	12月5日	忠廣(書判5)	小堀遠江守様	歳暮の御祝儀	岡本文書	東大

注1 典拠の県2～5は『熊本縣史料』中世篇第2～5、東大は東京大学史料編纂所影写本、市史は熊本市歴史文書資料室の写真版等を利用。

注2 影写本等により書判が判明するものは、書判1から5として推定した。

表2 加藤忠廣発給文書目録

年	月日	差出	宛名	内容	所蔵等	典拠
(慶長16)	5月18日	虎藤(書判)	下川又左衛門殿	遠路見舞	下川文書63	県5
(慶長16)	6月28日	とら藤	おか、さま	おと、さま御わつらひ	本妙寺文書24	県3
(慶長16)	7月3日	虎藤(書判)	加藤美作守殿・加藤清左衛門殿・加藤与左衛門殿・中村将監殿・下川又左衛門殿	清正様御煩被為得験気候之段	下川文書62	県5
慶長16	12月6日	忠廣(書判)	烏居次郎右衛門尉殿	宛行所領之事	烏居文書9	県3
	5月13日	忠廣(書判)	加藤美作殿へ・加藤大和とのへ・下川又左衛門とのへ	いま江戸に滞留、やがて御暇下国	下川文書80	県5
(慶長17カ)	7月9日	忠廣(書判1)	下川又左衛門とのへ	令下着付而	下川文書(個人蔵)	
(慶長17)	9月21日	加肥後守忠廣(書判1)	安帯刀様	於此国二山回兒鷹二居出来	大阪城天守閣所蔵文書	市史
慶長17	9月27日	忠廣(書判)	深水太左衛門尉殿	替地300石	松島文書1	県3
慶長17	9月27日	忠廣(書判)	田邊平右衛門尉殿	替地300石	田邊文書3	県4
慶長17	9月27日	忠廣(書判1)	加賀山作兵衛とのへ	替地220石	甲斐文書2	県4
慶長17	9月27日	忠廣(書判)	加藤右馬允殿	替地10650石余	楓軒文書纂55	内閣
(慶長18カ)	6月26日	忠廣(書判1)	飯田角兵衛とのへ	年寄も下着次第二	飯田覚資料16	附3
(慶長18・19)	7月2日	忠廣(書判1)	三池式部とのへ	鯉30連到来	三池文書16	県4
(慶長19)	6月27日	忠廣(書判1)	小野弥次兵衛とのへ	為祝言遠路使	小野文書5	県5
(慶長19カ)	8月18日	忠廣(書判1)	飯田角兵衛とのへ	為見舞飛脚鯉20連	飯田覚資料17	附4
	11月27日	加肥後忠廣(書判1)	馬場左京殿	為御見舞御飛札殊小刀五	熱田神宮文書	東大
	4月25日	忠廣(書判1)	—	此地へ御越不存之返事	大阪城天守閣所蔵文書	市史
	9月4日	忠廣(書判2写)	—	充行所領115石余	碩田叢書	市史
(元和2カ)	9月1日	忠廣(書判2)	飯田角兵衛とのへ	鯉20連、近日可帰国候	飯田覚資料18	附9
(元和3)	8月29日	忠廣(書判2)	吉村橋右衛門とのへ	番之飛脚上二付而	名古屋秀吉清正記念館	市史
(元和4)	6月4日	忠廣(書判)	下川又左衛門とのへ	棒庵目安上申	下川文書91	県5
(元和6)	閏12月2日	忠廣(書判3)	井上新左衛門尉様	昨日者仕合能御目見得	早稲田大学荻野文書	
元和7	6月23日	忠廣(書判写)	加藤右馬允とのへ	八代城取替671石	楓軒文書纂55	内閣
元和7	6月23日	忠廣(書判写)	加藤右馬允とのへ	加増合9358石8石	楓軒文書纂55	内閣
元和7	6月23日	忠廣(書判3)	下川又左衛門尉殿	加増充行2914石	下川文書67	県5
元和7	8月3日	忠廣御墨印	大矢野嘉兵衛尉とのへ	充行所領258石余	大矢野文書6	県4
元和7	8月3日	忠廣(黒印写)	赤星伊豆とのへ	宛行所領120石	赤星文書6	県4
元和7	8月3日	忠廣(黒印)	蒲池弥平太とのへ	宛行所領262石余	蒲池文書16	県4
元和7	8月3日	忠廣(書判3)	蒲池兵庫とのへ	宛行所領305石余	蒲池文書17	県4
元和7	11月1日	忠廣(書判3)	神田修理亮とのへ	加増充行合1009石3斗	神田家古文書21	
元和7	11月1日	忠廣(書判3)	飯田角兵衛とのへ	加増充行合1317石6斗	正運寺飯田家文書	市史
(元和8カ)	6月26日	忠廣(書判4)	神田対馬守とのへ	樽代銀老枚到来、御前仕合無残	神田家古文書25	
(元和9)	5月9日	忠廣(書判4)	神田修理亮とのへ	鯉20連、去5日御暇出、8日に江戸出	神田家古文書22	
(元和9)	5月23日	忠廣(書判)	下川又左衛門尉とのへ	21日大坂着岸、22日伏見	下川文書69	県5
元和9	7月23日	忠廣(書判4)	浅但州様	今日大納言様御参内	岡本文書	東大
(元和9)	8月10日	忠廣(書判4)	飯田角兵衛とのへ	去27日に大納言様將軍に	飯田覚文書11	附10
(元和9)	8月19日	忠廣(書判4)	神田修理とのへ・新井八左衛門とのへ・天野民部少輔とのへ	船中無事、致供上着尤候、御両殿様御前仕合能	神田家古文書24	
(元和9)	6月5日	忠廣(花押)	下川又左衛門尉とのへ	野辺遠澤江守女房	下川文書	東大
(元和9)	閏8月19日	加藤肥後守忠廣	田中主殿助様	妻子江戸へ引越	加藤清正文書集6	県5